

第三百二十二回
参議院内閣委員会會議録第三号

平成七年二月二十八日(火曜日)
午後三時開会

委員の異動

二月二十一日

辞任 栗原 君子君

補欠選任 細谷 昭雄君

二月二十二日

辞任 細谷 昭雄君

補欠選任 栗原 君子君

出席者は左のとおり。

委員長 岡野 裕君
理事 板垣 正君
狩野 安君
瀬谷 英行君
寺澤 芳男君

委員

井上 孝君
岩崎 純三君
岡部 三郎君
村上 正邦君
久保田真苗君

栗原 君子君
高桑 栄松君
永野 茂門君
山下 栄一君
吉田 之久君
聽濤 弘君
田 英夫君

国務大臣

(内閣官房長官) 五十嵐広三君

政府委員
(國務大臣) 山口 鶴男君
(總務庁長官) 池ノ内祐司君
長 石倉 寛治君
事務局長 菅野 清君
事務局側 常任委員会専門員

説明員
警察庁刑事局捜査第一課長 中島 勝利君
厚生省社会・援護局保護課長 松尾 武昌君

本日の會議に付した案件

○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岡野裕君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は、去る二十一日に終局しておりますので、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

恩給法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(岡野裕君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

瀬谷君から発言を求められておりますので、これを許します。瀬谷英行君。

○瀬谷英行君 私は、ただいま可決されました恩給法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、平成会、日本共産党及び新党・護憲リベラル・市民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。

一 阪神・淡路大震災により被災した恩給受給者については、その被災の状況にかんがみ、恩給証書の再発行、受給権調査の実施等につき特段の配慮を行い、恩給の受給に支障のないよう努めること。

一 恩給年額の改定については、国家補償としての恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に配慮し、今後とも現職公務員の給与水準との均衡を維持するよう努めること。

一 恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をすること。

一 恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等を図るとともに扶助料については、さらに給付水準の実質的向上を図ること。

一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

一 外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

一 戦地勤務に服した旧日赤看護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労給付金の増額について適切な措置をとること。

一 恩給資格者等の処遇について検討の上、適切な措置を講ずるよう努めること。
右決議する。

以上でございます。

○委員長(岡野裕君) ただいま瀬谷君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(岡野裕君) 全会一致と認めます。よって、瀬谷君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、山口総務庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。山口総務庁長官。

○國務大臣(山口鶴男君) ただいまの附帯決議に關して所管大臣として申し上げます。

このたびの阪神・淡路大震災により被災された恩給受給者については、被災の実態に十分配慮し適切に措置してまいりたいと存じます。

恩給改善等に係る各事項については、今後慎重に検討してまいりたいと存じます。

○委員長(岡野裕君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡野裕君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岡野裕君) 次に、阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。山口総務庁長官。

○國務大臣(山口鶴男君) ただいま議題となりました阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の

延長等に関する緊急措置法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

平成七年一月十七日に発生いたしました阪神・淡路大震災は、阪神・淡路地域において多くの人命と生活や経済活動の基盤が失われるという未曾有の被害をもたらしました。

政府としては、現在、阪神・淡路地域の復興に全力を挙げて取り組んでいるところであります。

その一環として、震災により被害を受けた方々が許可等の有効期間を更新するための手続がとれない場合、あるいは履行すべき期限が付されている義務をその期限までに履行できないといった場合について、許可等の有効期間等を延長することができるとし、あるいは期限内に義務が履行されなかったことに対する責任を免除することとする措置を講ずることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容についてその概要を御説明申し上げます。

第一に、国の行政機関の長等は、震災の被災者等の権利利益であつて、その存続期間が平成七年一月十七日以降に満了するものについて、その満了日を同年六月三十日を限度として延長する措置を、地域を単位とした当該措置の対象者及び延長後の満了日を告示により指定することにより、または被災者等であつて延長の申し出を行ったものについて延長後の満了日を指定することにより行うことができることとしております。

第二に、法令に基づき平成七年一月十七日から同年四月二十七日までの間に履行されるべきであるとして義務が震災により履行されなかった場合において、その義務が同年四月二十八日までに履行されたときには行政上及び刑事上の責任は問われないこととしております。また、震災の影響のためこの措置を継続して実施する必要があるときには、これらの義務ごとにその期限を政令で定めることができることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(岡野裕君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○藤澤弘君 阪神・淡路大震災に伴う緊急措置法との関連で、外国人の犠牲者、外国人の被災者について質問をしたいと思ひます。外国人の被害状況を国会の場において明確にし、対応面でも万全を期すということは政治の重要な責任だと思ひからであります。

第一に質問したいのは、外国人の死亡者は何名なのかということとです。何カ国に及ぶのでしょうか。それから、各国にきちんと報告してあるのかどうか。これが第一の問題です。

各種団体が出すいろいろな数字がございます。私もパソコン通信で調べてみたんですが、毎日新聞社は二月八日現在のことで百八十四人ということと、パソコンに入っております。それから、兵庫県国際交流課は二百四十六名だといふふうに言っております。国としてどのように把握しているのか、第一に質問したいと思ひます。

時間が限られておりますので、まとめて質問を全部させていただきますと思ひます。

第二番目には、弔慰金と見舞金についてです。遺族に対する弔慰金は、日本人と同じ基準で支払われるのかどうか。日本での滞在期間の長短などに左右されずにこれが支払われるのかどうか。それから、一人で日本に滞在していた場合、自国、母国の遺族に弔慰金は支払われるのかどうか、支給されるのかどうか。それから見舞金、義援金の分配ということですが、これは先日は、日本人に対しては、死亡、行方不明の場合には十万円、それから家屋の全壊、完全な崩壊あるいは半壊の場合十万円ということと支払われま

したが、外国人の場合に支払われたのかどうかということが第二番目の問題です。弔慰金と見舞金の問題です。

第三番目には、仮設住宅についてです。

入居条件はどうなっているのか。日本人の場合と差があるのかないのか、それから外国人の希望者はいるのかないのか、この辺をどう把握しているかということとです。それから住居に関連して、日本科学者会議の神戸支部の発表によりますと、阪神大震災で神戸大学の学生が三十五名亡くなられております。学生ですから安いアパートに入っていて、それでそのアパートが壊れて下敷きになって死んだ。三十五名、そのうち留学生は七名に及んでいると神戸大学で言っております。三十五名中七名ですから、比率はかなり高いということになります。

それで、関係者の間から、国際都市として、国際都市神戸ということの復興に当たっては、留学生が安心して、安全を保障した、そういった留学生会館をぜひつくるべきだという声の関係者から上がっていると聞いております。それからまた、緊急の問題として、生き残った留学生に対する特別の住居の配慮をしてほしいということも関係者の間から声が出ております。この点、どういふふうになっているのか。以上の点について、各専門の省庁から御説明をお願いしたいと思います。

そして最後に、ちようど官房長官がお見えです。ので、説明も終わった後で最後に次の点をお伺いしたいんですが、外国人留学生の世話をしているボランティアの方が、外国人被害者は震災後も情報不足や生活の窮乏で日本人以上に不安を感じている、行政による細やかな配慮が必要で、こういうことを述べておられます。これはもう当然のことだと思ひます。言葉も十分でない、そして外地にいてこういう災害に遭ったわけですから、その不安というのは非常に大きいということ、これは非常に察するに余りあるところでありま

また、兵庫の国際交流課では、住宅あつせんや弔意金の支給など、外国人ゆえの不利益が生じないように配慮していかなければならないと国際交流課は言っております。国として万全を期すべきであるといふふうに考えます。

事は外交関係、国際関係にもわたる重要な問題ですので、外国人の問題について政府としてどのように対応してきたのか、していこうとしているのか、所見を最後に伺いたいと思ひます。

以上です。

○委員長(岡野裕君) 質問時間がもう超過してありますので、極めて簡明にお願いいたします。

○説明員(中島勝利君) 現在、警察で把握している人数は百六十六名でございます。

その国籍別の人員につきましては、韓国・朝鮮百五名、中国、台湾を含みますが四十二名、ブラジル八名、ミャンマー三名、アメリカ二名、フィリピン二名、その他ペルー、スイス、オーストラリア、アルジェリア、各一名となっております。

○説明員(松尾武蔵君) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づきます災害弔慰金につきましては、自然災害により死亡した住民の遺族に対して市町村が支給することとなっております。

住民とはその市町村の区域内に住所を有する者でありまして、国籍は要件とされていません。ところでございまして、このため、永定住の外国人はもちろん、企業の駐在員や留学生も一般的には日本国内に住所を有していると見られるため、その対象となつていまして、この点、しかしながら、外国から来られた旅行者や不法滞在外国人につきましては、一般に日本国内に住所を有しているとは認めがたいことから、支給の対象とはなっていないところでございます。

国の制度の災害見舞金につきましても同様でございます。

なお、兵庫県あるいは神戸市単独事業につきましては、ちようど承知しております。それから、応急仮設住宅の供与及び避難所での食事の供与につきましても、その対象者の国籍は要件とされていないことから、外国人被災者に対

しても日本人の被災者と同様の取り扱いがなされているところでございます。

○国務大臣(五十嵐三君) 今回の災害対策につきましては、外国人被災者も日本人被災者と全く同じように取り扱って対策を講じておりますので、同等の取り扱いをこれからしてもいい、このように思います。

それから、外国人であるがゆえの不安が一層大きいということもひとつとなく思うところですが、従前もその点については配慮して対応するよう指示してございますが、一層そういう点ではこの後も配慮してまいりたい、こういうぐあいと思う次第でございます。

○委員長(岡野裕君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岡野裕君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡野裕君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岡野裕君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十六分散会

二月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案

阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案

阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案

〔趣旨〕

第一条 この法律は、阪神・淡路大震災の被災者等について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長及び法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除に關して定めるものとする。

〔定義〕

第二条 この法律において「法令」とは、法律、政令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは同法第十四条第一項の告示をいう。

2 この法律において「行政機関」とは、国家行政組織法第三条第二項に規定する国の行政機関として置かれる機関若しくはこれらに置かれる機関又は地方公共団体の機関をいう。

(特定権利利益に係る期間の延長に関する措置)

第三条 法令に基づく行政上の処分(平成七年一月十七日以前に行つたものに限る。)により付与された権利その他の利益であり、又は法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関に求めることができる権利であつて、その存続期間が同日以降に満了するもの(以下「特定権利利益」という。)について、これらの法令の施行に關する事務を所管する国の行政機関(国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会を除く。)の長及び同項に規定する委員会は、阪神・淡路大震災(以下「震災」という。)により被害を受けた者の特定権利利益であつて、その存続期間が既に満了したものを回復させ、又はその存続期間が満了前であるものを保全するため必要がある

と認めるときは、その満了日を同年六月三十日を限度として延長する措置を、対象となる特定権利利益ごとに、地域を単位とした当該措置の対象者及び延長後の満了日を告示により指定して行うことができる。

2 前項の規定による延長の措置のほか、同項に規定する行政庁又は行政機関は、震災により被害を受けた者であつて、理由を記載した書面によりその特定権利利益に係る満了日の延長の申出を行つたものについて、平成七年六月三十日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に關する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に關する措置)

第四条 法令に基づき平成七年一月十七日から同年四月二十七日までの間に履行されるべきであるとして義務が震災により履行されなかつた場合において、当該義務が同月二十八日まで履行されたときは、当該義務が履行されなかつたことについて、行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。)は問われない。

2 震災の影響のため前項に定める措置を平成七年四月二十九日以前においても継続して実施する必要があるときは、同項に規定する義務ごとに、その期限を政令で定めることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、第一項に規定する義務が災害その他やむを得ない事由により期限までに履行されなかつた場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

二月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、従軍慰安婦に対する国家による謝罪・補償等に関する請願(第一九〇号)(第一九三号)

一、シベリア抑留者への戦後補償の解決に関する請願(第一九六号)

一、従軍慰安婦に対する国家による謝罪・補償等に関する請願(第二一〇号)(第二一四号)(第二一七号)

第一九〇号 平成七年二月十日受理

従軍慰安婦に対する国家による謝罪・補償等に関する請願

請願者 千葉県松戸市松戸一三六 大西節子

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九三号 平成七年二月十三日受理

従軍慰安婦に対する国家による謝罪・補償等に関する請願

請願者 東京都多摩市連光寺一ノ七ノ三〇ノ三〇六 岡本正明

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九六号 平成七年二月十三日受理

シベリア抑留者への戦後補償の解決に関する請願

請願者 長野県茅野市北山一、一九三 篠原文三

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。

第二一〇号 平成七年二月十四日受理

従軍慰安婦に対する国家による謝罪・補償等に関する請願

請願者 京都府長岡京市柴の里一ノ八五 原野幸子

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二一四号 平成七年二月十五日受理
従軍慰安婦に対する国家による謝罪・補償等に関する請願

請願者 京都府長岡京市柴の里一ノ八五

原野綾子

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二一七号 平成七年二月十六日受理

従軍慰安婦に対する国家による謝罪・補償等に関する請願

請願者 京都府長岡京市柴の里一ノ八五

原野誠四郎

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

二月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は二月二十四日)

一、阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案

二月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律

国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 育児休業手当金

第六十八号の次に次の一条を加える。
(育児休業手当金)

第六十八号の二 組合員(第百十一号の三第一項

に規定する適用法人の組合の組合員及び第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。)が育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項、国会議員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八十八号)第三条第一項、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九十九号)第三条第一項(同法第十三条及び裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)(第七号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)又は裁判官の育児休業に関する法律(平成三年法律第百一十一号)第二条第一項の規定(第百条の二において「育児休業規定」という。)により育児休業をした場合には、育児休業手当金として、当該育児休業により勤務に服さなかつた期間一日につき標準報酬の日額の百分の二十五に相当する金額を支給する。ただし、当該金額のうち標準報酬の日額の百分の五に相当する金額については、当該育児休業をした組合員が当該育児休業が終了した日以後引き続き六月以上組合員(第百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員を含む、第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。)であるときに、支給する。

第六十九号中「又は休業手当金」を、「休業手当金又は育児休業手当金(前条ただし書の規定により支給されるものを除く。)」に改める。

第九十九号第一項中「含む。」を「含む。第三項において同じ。」に改め、同項第一号中「含む。」を「含む。第三項(第二号を除く。)」の規定による国の負担に係るものを除く。」に改め、同項第二号中「第三項」の下に「(第一号を除く。)」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 国は、組合の給付に要する費用のうち次の各号に規定する費用については、当該各号に定める額を負担する。

一 育児休業手当金の支給に要する費用 当該事業年度において支給される育児休業手当金の額に雇用保険法(昭和四十九年法律第百十

六号)の規定による育児休業給付に係る国庫の負担の割合を参酌して政令で定める割合を乗じて得た額

二 基礎年金拠出金の納付に要する費用 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の三分の一に相当する額

第百条の二中「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九十九号)第三条第一項その他政令で定める法令の規定」を「育児休業規定」に改める。

第百二十五条に次の一項を加える。

2 組合職員である組合員に対する育児休業手当金は、同一の育児休業について雇用保険法の規定による育児休業給付の支給を受けることができるときは、支給しない。

第百二十六条第二項中「第四十一条第二項」の下に「第六十八号の二」を加える。

第百二十六条の二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 組合員が地方の組合の組合員(地方公務員等共済組合法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員を含む。)となつた場合(当該地方の組合の組合員が同法第百四十四条第二項に規定する継続長期組合員となつた場合を含む、同法第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員又は同法附則第十八条第三項に規定する特例退職組合員となつた場合を除く。)における第六十八条の二ただし書の規定による育児休業手当金の支給については、当該地方の組合の組合員を組合員とみなして、同条ただし書の規定を適用する。

第百二十六条の三第一項中「地方公務員等共済組合法の規定による給付」の下に「育児休業手当金を除く。」を加える。

附則第十二条第七項中「第六十八号」の下に「第六十八号の二」を、「休業手当金」の下に「育児休業手当金」を加え、同条第十項を同条

第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第六十八号の二ただし書の規定の適用については、特例退職組合員は、組合員でないものとする。

附則第十二条の八の二第一項中「昭和四十九年法律第百十六号」を削る。

附則第十三条の七第二項中「昭和二十六年法律第二百九十九号」の適用を「の適用」に改め、「国家公務員法第八十一条の二第一項」とあるのは「裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する国家公務員法第八十一条の二第一項」とを削り、「第八十一条の二第一項又は」を「第八十一条の二第一項」に改める。

附則第十四条の十第一項中「同条第三項」の下に「(第一号を除く。)」を加え、同条第二項中「第百二十五条」を「第百二十五条第一項」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、附則第十二条の八の二第一項の改正規定は、平成十年四月一日から施行する。

(育児休業手当金に関する経過措置)
第二条 この法律による改正後の国家公務員等共済組合法第六十八号の二に規定する育児休業手当金は、同条に規定する勤務に服さなかつた期間のうちこの法律の施行の日以後に係る期間について支給する。

(国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)
第三条 国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第百二十五条」を「第百二十五条第一項」に改める。

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第六十五条中、「新共済法第九十九条第三項」の下に「(第一号を除く。)」を、「国家公務員等共済組合法第九十九条第三項」の下に

「(第一号を除く。)」を加える。

第五条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の表以外の部分中「第五十二条まで」の下に、「第六十八条の二」を加え、「附則第十二条」を「附則第十二条(第八項を除く。)」に改め、同条の表中「第六十九条

第六十九条		報酬	給与
第六十九条 (前条ただし書の規定により支給されるものを除く。)		休業手当金又は育児休業手当金	又は休業手当金
		報酬	給与

に改め、同表附則第十二条第六項の項の次に次のように加える。

附則第十二条第七項	第六十八條、第六十八條の二	第六十八條
休業手当金、育児休業手当金	休業手当金	

第二十五条の表の上欄中「附則第十二条第九項」を「附則第十二条第十項」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第六条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中「第百二十五条」を「第百二十五条第一項」に改める。

(国会職員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第七条 国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

附則第五条を削る。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第八条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項及び第十三条中「以下「給与法」という。」を削り、「給与法第十九条」を「同法第十九条」に改める。

附則第五条から第十一条までを削る。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第九条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則中第七項から第九項までを削り、第十項を第七項とし、第十一項を第八項とし、第十二項を第九項とする。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第十条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則中第十六項を削り、第十七項を第十六項とし、第十八項を第十七項とする。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

第十一条 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号中「並びに附則第五条」を削る。

(国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の一部改正)

第十二条 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第八条中「附則第十項」を「附則第七項」に改める。

平成七年三月七日印刷

平成七年三月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局